

佐賀西部広域水道企業団給水装置工事施工基準書(第5版)の改訂概要

章	内 容	備 考
第12章 『3階直結直圧式給水の取扱い』	◇一部文言追記・変更【P12-1】 12.1 概要 通常配水管の水圧で、直結直圧で給水できる範囲は2階建てまでであるが、企業団管内でも地域によって水圧に差があり、場所によっては水理計算上3階以上に直結直圧式給水ができる場所もある。そこで、企業団が認める3階建て<u>以上の</u>建物への直結直圧式給水(以下「3階直結直圧式給水」という。)を行うための給水装置(<u>以下「3階直結直圧式給水装置」という。</u>)の設計、維持管理及び手続について必要な事項を定めるものである。 ◇一部文言追記・削除【P12-2～3】 12.5 適用要件 (1)～(3) 略 (4) メーターの設置 ① 専用住宅 口径φ13mm以上とし、1階に設置する。 ② 店舗併用住宅 口径φ13mm以上とし、1階又はパイプシャフト(PS)内に設置する。 ③ 集合住宅 <u>原則、口径φ13mm及びφ20mmとし、1階又はパイプシャフト(PS)内に設置する。ただし、3階設置のメーターはφ20mmに限る。</u> ④ 事務所ビル等 口径φ13mm以上とし、1階又はパイプシャフト(PS)内に設置する。ただし、給水器具数によってメーター口径を決定する。 ※メーター口径φ13mmの場合は水栓数が10個程度まで、φ20mmの場合は水栓数が15個までとする。 (5) 3階直結直圧式給水装置の構造及び施工方法 ①～⑩ 略 <u>⑪ 検針、開閉栓、メーター取替等の業務を支障なく行うことが出来るよう万全の措置を講じること。</u> <u>(6) 3階直結直圧式給水装置の改造工事</u> <u>既存の3階直結直圧式給水装置の改造工事について、使用用途の変更が無い場合は変更部分(給水器具の追加、管路の変更、量水器の変更、計画使用水量)を加味したうえで改めて水理計算を行い、安定的な給水が可能であることを確認すること。大幅な使用用途の変更を生じる場合、必ず事前協議を行うこと。</u>	